

在職中の支給停止について

老齢・退職給付の年金受給者の方が、以下のアからウまでのいずれかに該当するときは、在職中、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。

- ア 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき
- イ 国会議員・地方議会議員であるとき
- ウ 常勤の公務員となったとき



1 在職中の年金の支給停止額の計算方法

賃金の月額(📖)と年金の月額(📖)の合計額が基準額(📖)を超えた場合、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止額の計算方法は、次のとおりです。

年金の支給停止額の計算式

$$\text{支給停止額(月額)} = \{ (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額} \} \times 1 / 2$$



65歳未満の方のうち、賃金の月額が46万円を超える方、または年金の月額が28万円を超える方は、計算方法が異なります。



用語解説

- **賃金の月額**：「勤務先で決定される標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額×1/12」の額です。
- **年金の月額**：支給停止額の計算の対象になる年金は、「(退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12」の額です。このうち、職域加算額、加給年金額および経過的加算額は計算の対象外です。
- **基準額**：年齢により異なり、65歳未満の方は月額28万円、65歳以上の方は月額46万円です。この額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。



複数の実施機関^{*1}から年金の支給を受けている方が在職中の場合、当共済組合が支給する年金だけでなく全ての年金額を合算した金額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が支給停止されます。



加給年金額が決定されている方^{*2}については、支給停止額の計算の結果、年金の月額が全額停止となる場合には、加給年金額も支給停止されます。



上記ウに該当するときは、職域加算額も支給停止されます。

※1 厚生年金の決定等を行う機関(当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等)のことです。

※2 65歳未満で障害者特例または長期加入の特例該当の方については、在職中は定額部分の額および加給年金額が全額支給停止されます。

2 再就職したとき、年金や賃金の額に変動があったとき、退職したときに必要な届出

上記アの場合、届出は不要です。各実施機関と情報交換を行うことにより手続きを行うため、完了するまでに時間を要することがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

上記イ・ウの場合は届出が必要です。詳細は6ページをご覧ください。

3 被用者年金制度の一元化による在職中の配慮措置の終了時期について

平成27年10月前から引き続き在職中かつ年金受給者である方は、被用者年金制度の一元化に伴う年金の支給停止計算方法の変更により、支給停止額が大幅に増加することがあるため、配慮措置が適用されている場合があります(退職共済年金の受給者で、平成27年10月前から引き続き厚生年金保険の被保険者である65歳未満の方など)。この配慮措置の終了時期は次のとおりです。

① 厚生年金の被保険者資格を喪失したとき

! 異動、勤務形態の変更、給与支払者の変更等の事由により、被保険者資格の喪失手続きが取られる場合があります。資格喪失日と同日に資格取得があり、厚生年金被保険者期間が引き続いていても、被保険者資格の喪失手続きが取られると配慮措置は終了します。

② 65歳に達したとき

4 短時間労働者の厚生年金保険の適用拡大について

平成28年10月から、従業員が常時501人以上の適用事業所(国・地方公共団体を含みます。)にお勤めの短時間労働者^{※3}のうち、次の①から④までの条件を満たす方は、新たに厚生年金保険の加入対象になりました。また、平成29年4月からは、従業員500人以下でも、国または地方公共団体や短時間労働者の厚生年金保険加入について労使で合意している企業にお勤めの短時間労働者も、同様に加入対象になりました。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ② 雇用期間が1年以上見込まれていること。
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ④ 学生でないこと。

※3 勤務時間・勤務日数が常勤雇用者の4分の3未満である方。

該当する場合は、4ページ①のとおり、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。厚生年金保険の加入対象に該当するかについては、お勤めの事業所にご確認ください。

5 平成29年3月31日以前からお勤めの障害者または長期加入者の方への配慮措置

65歳未満の方で、障害者特例または長期加入の特例該当の方(厚生年金被保険者期間が4年以上ある方)は、短時間労働者として厚生年金保険の被保険者(以下「被保険者」といいます。)になると、年金の定額部分の額および加給年金額が全額支給停止されます。

これに伴い、支給停止額が大幅に増加することがあるため、次の①から③までの全てに該当する方に、被保険者の資格を喪失するまでの間、定額部分の額および加給年金額の支給停止を行わないこととする配慮措置が設けられています。

- ① 平成29年4月1日以前において特例該当の年金受給者である方
- ② 平成29年4月1日以前から引き続き同一の適用事業所にお勤めの短時間労働者である方
- ③ 次のⅡまたはⅢに該当する方
 - Ⅱ 国または地方公共団体にお勤めの方で、平成29年4月1日に被保険者となった方
 - Ⅲ 労使合意に基づく申出^{※4}が受理され、被保険者となった方

※4 短時間労働者が厚生年金保険に加入することについて、従業員の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が管轄の年金事務所に申出をすること。平成30年4月30日までに申出が受理された場合に限りです。

! 当該配慮措置の適用を受けるためには、**届出が必要**です。該当する方は、当共済組合本部にお問い合わせください。

! 平成28年9月30日以前から、従業員が常時501人以上の適用事業所にお勤めの短時間労働者(障害者特例または長期加入の特例該当の方)のうち、平成28年10月1日に被保険者の資格を取得した方は、すでに平成28年10月に設けられた同様の配慮措置の対象となっております。

該当する方で、まだ届出をされていない方は、当共済組合本部にお問い合わせください。

在職中の支給停止についての詳細は、当共済組合のホームページに掲載しています



「在職中の年金の取り扱いについて(平成27年10月以後の取り扱い)」
「厚生年金保険の適用拡大により被保険者となられた短時間労働者の方へ」をご覧ください。

